

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 第四北越フィナンシャルグループ			コード	7327
提出日	2020/6/3	異動（予定）日	2020/6/24		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	増田 宏一	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	福原 弘	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
3	小田 敏三	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
4	松本 和明	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	増田氏は当社が会計監査を依頼している有限責任あずさ監査法人に勤務しておりますでしたが、2007年に同監査法人を退職しております。また、増田氏は当社株式を所有しておりますが、当社の定める「独立性判断基準」（下記「4.補足説明」をご参照願います。）を充足していることから、概要の記載を省略しております。	公認会計士としての財務・会計に関する幅広い知見を活かし、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献できる人物と判断できることから選任しております。 あずさ監査法人から退職後相当期間が経過しており、当社の定める「独立性判断基準」に基づき、増田氏と同法人の関係に起因する独立性への影響はないと考えており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員と判断しております。
2	福原氏は虎ノ門カレッジ法律事務所に勤務しておりますが、同法律事務所は当社グループ会社との取引関係はございません。 福原氏は、当社グループ会社と通常の銀行取引を行っているほか、当社株式を所有しておりますが、当社の定める「独立性判断基準」（下記「4.補足説明」をご参照願います。）を充足していることから、概要の記載を省略しております。	弁護士としての法律に関する幅広い知見を活かし、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献できる人物と判断できることから選任しております。 当社の定める「独立性判断基準」に基づき、福原氏との取引に起因する独立性への影響はないと考えており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員と判断しております。
3	小田氏は株式会社新潟日報社の代表取締役を務めており、同社と小田氏は当社グループ会社と通常の銀行取引を行っているほか、当社株式を所有しておりますが、当社の定める「独立性判断基準」（下記「4.補足説明」をご参照願います。）を充足していることから、概要の記載を省略しております。	公共性・倫理性の高い報道機関の経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献できる人物と判断できることから選任しております。 当社の定める「独立性判断基準」に基づき、株式会社新潟日報社および小田氏の取引に起因する独立性への影響はないと考えており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員と判断しております。
4	松本氏は京都産業大学経営学部教授として教鞭を執っておりますが、同大学は当社グループ会社との取引関係はございません。 松本氏は当社グループ会社と通常の銀行取引を行っておりますが、当社の定める「独立性判断基準」（下記「4.補足説明」をご参照願います。）を充足していることから、概要の記載を省略しております。	大学教授としての経営学に関する幅広い知見と見識、専門性を活かし、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献できる人物と判断できることから選任しております。 当社の定める「独立性判断基準」に基づき、松本氏との取引に起因する独立性への影響はないと考えており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員と判断しております。

4. 補足説明

社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「独立性判断基準」を満たす者としております。

<独立性判断基準>
 当社グループにおける社外取締役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。
 (1)当社グループを主要な取引先とする者、またはその業務執行者
 (2)当社グループの主要な取引先、またはその業務執行者
 (3)当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属するものをいう）
 (4)当社グループから多額の寄付等を受けている者、またはその業務執行者
 (5)当社グループの主要株主、またはその業務執行者
 (6)次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
 A.上記(1)～(5)に該当する者
 B.当社グループの子会社の業務執行者および業務執行者でない取締役

※「最近」の定義
 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
 ※「主要な」の定義
 直近事業年度の連結売上高（当社グループの場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。
 ※「多額」の定義
 過去3年平均で、年間1,000万円以上
 ※「主要株主」の定義
 議決権比率10%以上
 ※「重要でない者」の定義
 「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者
 ※「近親者」の定義
 配偶者および二親等内の親族

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

- ※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。